

※実際の出産日が出産予定日より早くなった場合
(産前休業の初日及び産後休業の末日が変更)

産前産後休業掛金免除(変更)申出書

所属所コード			所属所名						
1	2	3	〇〇市						
組合員等番号(右詰め)			組合員氏名						
		1	0	0	共済組子				
<p>出産日が予定日より早くなると、出産日の42日前が免除期間の初日となります。</p> <p>ただし、出産日の42日前に産前休業を取得していない場合は、取得日が免除期間の初日となります。</p>			初日	平成 令和	5年1月15日	末日	平成 令和	5年4月22日	
			初日 (変更後)	平成 令和	5年1月5日	末日 (変更後)	平成 令和	5年4月12日	
			子の出産年月日		出産予定日	平成 令和	5年2月25日		
					出産日	平成 令和	5年2月15日		
単胎又は多胎の別			単胎・多胎						
<p>上記のとおり、掛金の免除(免除変更)を申出します。</p> <p>兵庫県市町村職員共済組合理事長様 令和5年2月16日</p> <p>申出者氏名 共済組子</p>									
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないことを確認しました。</p> <p>令和5年2月16日</p> <p>職名 〇〇市長 所属所長 氏名 兵庫一郎</p>									

- 備考) ・ 産前産後休業掛金免除(変更)申出書は、掛金免除を受けようとする月の前月末日までに共済組合に提出してください。
- ・ 産前産後休業期間とは、出産日(出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日の後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。
 - ・ 掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。
 - ・ 「特別休暇の産前産後休業を取得していること及びその期間」、「産前産後休業に係る子の出産予定日(出産日)」及び「多胎妊娠の場合にあっては、その旨」が証明できる書類を添付してください。

受付印